

地球規模生物多様性概況第5版（GB05）

政策決定者向け概要要約

（環境省仮訳）

概要

将来の世代に残す遺産をめぐり、人類は分かれ道に立っている。生物多様性はこれまでにない速さで失われており、この損失を押し進めている圧力も強くなっている。完全に達成される愛知目標は1つとしてなく、持続可能な開発目標（SDGs）の達成を脅かすとともに気候変動対策のための取組を損ねている。新型コロナウイルスのパンデミックによって人と自然との関係性の重要性がこれまで以上に強調されただけでなく、今なお続く生物多様性の損失及び生態系の劣化が我々自身の福利及び生存に与える重大な影響にも我々は気付かされた。

しかしながら、各国政府からの報告やその他の証拠では進捗の事例も示されており、これらの規模を拡大すれば、自然との共生という2050年ビジョンの達成に必要な社会変革

（transformative changes）を支えることができる。行動に移されている分野は限られているものの、必要な変革に至る道筋を指し示す多くの変化がすでに明らかになっている。そのような初期的な変化がどのように模倣され積み重なるかが、自然との共生というビジョンを短期間で実現するために極めて重要である。

国際社会が生物多様性の損失を止め、究極的にはその流れを逆転させ、気候変動を抑制するとともに適応能力を高め、同時に、食料安全保障の向上といった他の目標を達成することができる複数の選択肢は存在する。

持続可能な未来に至るためのこれらの道筋は、大胆かつ相互に依存する行動の必要性を最前線の多くの場所で認識できるかにかかっており、各行動はそれぞれ必要なものであるが、単独では不十分である。こうした行動の組み合わせには、生物多様性の保全・再生に係る取組の大幅な強化、生物多様性への予期せぬさらなる圧力を発生させない程度に世界の気温上昇を抑制する気候変動対策、生物多様性に依存すると同時に影響を及ぼす、特に食品等の生産・消費様式の変革及び財とサービスの取引が含まれる。

2050年ビジョンにつながるこれらの道筋のかじ取りには、人と自然との関係のあらゆる側面や我々が自然に見出している重要性を考慮することが必要となる。解決策のためには、世界の遺伝的多様性、種及び生態系の保全、人間社会に物質的な便益をもたらす自然の能力、有形性は低いものの高い価値が認められている、我々の自我、文化および信仰の形成を助ける自然とのつながりに同時に対処する統合的なアプローチを模索する必要がある。

導入

国連生物多様性の10年の期間において国際的な行動を導くべく2010年に合意された戦略は、生物多様性に対する直接的な圧力に影響を及ぼす間接要因に取り組む必要性を認識した。こうした生物多様性損失の間接要因への取組の失敗については、最初の国際目標が2010年に達成されなかった要因の1つとして地球規模生物多様性概況第3版（GBO3）において明示されていた。この分析を基に、戦略計画2011-2020では5つの戦略目標の下に20の個別目標を持つ愛知目標が策定され、要因、圧力、生物多様性の状況、生物多様性からの恩恵、関連政策・実現条件の実施を改善の基準と定めた。

生物多様性条約を通じて正式に各国政府によって採択され、他の生物多様性関連条約によって支持された戦略計画は、社会全体にとっての国際的な枠組となることが意図されていた。このため、その成否は、その意思決定や行動が生物多様性に影響を与える広範なセクター及びステークホルダーの間に変化をもたらすことができるかどうかにかかっていた。

2014年に公表された地球規模生物多様性概況第4版（GBO4）で行われた戦略計画2011-2020の中間評価の結論は、愛知目標の大多数で進捗は明らかであるものの、2020年までの達成には不十分というものであった。GBO4は、各愛知目標において進展が見られれば戦略計画の戦略目標と愛知目標の達成につながりうる行動の概要を示した。

生物多様性は、2015年に採択された持続可能な開発のための2030アジェンダ及び国連気候変動枠組条約のパリ協定双方にとって極めて重要である。例えば、パリ協定の目標達成に必要な温室効果ガス排出量の純削減量のうち約3分の1は、自然を活用した解決策によってもたらされる可能性がある。愛知目標は、持続可能な開発目標（SDGs）の多くのターゲットに直接反映されている。生物多様性は、SDG14（海の豊さを守ろう）及び15（陸の豊さも守ろう）で明確に強調されているだけでなく、幅広くSDGsを支えている。例えば生物多様性は、食料安全保障と栄養状態の改善（SDG2）や安全な水の供給（SDG6）の達成にとって重要な要素である。また、すべての食料システムは、受粉、病害虫の管理、土壌肥沃度などを通じて農業の生産性を支えている生物多様性や幅広い生態系サービスに依存している。また、健全な生態系は、水の供給や水質を下支えしているほか、水に関わる危機的な自然現象や災害に対する防御にもなる。このため、生物多様性の保全と持続可能な利用は、SDGs全体の屋台骨を支えていると見なすことができる。

反対に、SDGsの達成も生物多様性の保全と持続可能な利用に寄与する。例えば、気候変動（SDG13）、汚染（SDGs6、12、14）、過剰採取（SDGs6、12、14、15）といったSDGsは生物多様性の損失要因に対処するものでもある。持続不可能な生産と消費、自然資源の効率的な利用、食品廃棄物の削減に対応するSDG12もある。また、SDGsは、必要な制度と人的資本の構築（SDGs3、4、16）、ジェンダー平等の推進（SDG5）、格差の是正（SDG10）を促進することで、生物多様性の損失に対処するための基本的な条件を支援している。生物多様性条約（CBD）の目的の達成と一部のSDGsの達成の間には潜在的なトレードオフが存在するが、これらは整合の取れた統合的な意思決定によって回避・最小化ができる。

生物多様性戦略計画 2011－2020 の実施の進捗状況

愛知目標の進捗状況の地球規模での概要はさまざまな指標、研究調査及び評価（特に IPBES の生物多様性及び生態系サービスに関する地球規模評価報告書）、並びに CBD の実施に関する各国から提出された国別報告書に基づいている。国別報告書は生物多様性の保全、持続可能な利用及び利益の公正かつ衡平な配分を支えるべく世界各国で行われた措置についての優れた情報を提供している。この情報には生物多様性戦略計画 2011-2020 の実施や愛知目標の達成における成功や課題に関する豊富な情報が含まれている。

世界全体で、20 の目標の内、6 つの目標（目標 9、11、16、17、19、20）が部分的に達成したが、完全に達成された目標は無い。愛知目標に関する 60 個の特定の要素の評価では、7 個の要素が達成、38 個の要素が進捗ありとなった。13 個の要素は進捗なし又は目標から後退となり、また 2 個の要素については進捗の程度が不明である。後述の表には 20 の愛知目標ごとに進捗の概要が示されている。

各国の国別報告書の全体像からある程度の進捗が示されているが、全般的に愛知目標の達成には不十分なレベルである。平均して、各国は国別目標の 3 分の 1 以上が達成（34%）又は超過（3%）する見込みである、と報告している。残りの半分の国別目標（51%）は進捗しているが目標を達成できる速度ではないとしている。国別目標のわずか 11% が大きな進捗なく、1% が目標から遠ざかる方向に進んでいる。しかし、国別目標は全般的に、対象範囲と野心度の点で、愛知目標とほとんど一致していない。国別目標の 4 分の 1 以下（23%）が愛知目標と十分一致しているに過ぎず、全国別目標の約 10 分の 1 のみが愛知目標と類似し、かつ達成する見込みである。進捗については、愛知目標 1、11、16、17、19 に関する国別目標が最も進んでいると報告されている。国別報告書の情報からは、各国が国内で愛知目標に取り組むコミットメントの野心度、並びにこれらコミットメントに達するための行動の双方においてギャップがあると示されている。

国別報告書中の情報は地球規模での指標に基づく分析とおおむね一致している。生物多様性を支える政策及び行動に関連する指標（応答）からは圧倒的に良好な傾向が示されている一方で、生物多様性の損失要因及び生物多様性の現在の状態に関するほとんどの指標からは著しい悪化傾向が示されている。

地球規模の愛知目標の達成は限定的であるものの、本概況には生物多様性戦略計画 2011-2020 の戦略目標及び個別目標を支える活動によって成功を収めた重要な事例が記載されている。この 10 年間で特に進捗のあった 10 分野が取り上げられている。

生物多様性の損失の根本的な原因に関連するもの（戦略目標 A）：

- ・約 100 カ国において生物多様性の価値が国家勘定に組み込まれた（目標 2）。

生物多様性への直接的な圧力に関連するもの（戦略目標 B）：

- ・過去の 10 年間に比して、世界的な森林破壊の速度が約 3 分の 1 に減少した（目標 5）。
- ・資源評価、漁獲制限、及び法の執行を含む、良好な漁業管理政策が導入された場所では、海洋の漁獲資源が維持された、又は再構築した（目標 6）。
- ・島嶼からの侵略的外来種の根絶に関する成功事例が増加、また今後の外来種の侵入を回避するために優先度の高い種と侵入経路の設定事例が増加した（目標 9）。

生物多様性の状態に関連するもの（戦略目標C）：

- ・保護地域は大きく拡大し、2000-2020の期間に陸域で約10%から少なくとも15%、海域で3%から少なくとも7%まで増加した。また、同期間に生物多様性にとって特に重要な地域（生物多様性重要地域）の保護も29%から44%に増加した（目標11）。
- ・保護地域、狩猟規制、侵略的外来種の制御、生息域外保全や再導入を含む、様々な措置を通じた、近年の保全活動によって絶滅数が減少した。こうした活動が無い場合、過去10年間における鳥類及び哺乳類の絶滅は2～4倍ほど高かっただろう（目標12）。

生物多様性戦略計画2011-2020の実施を実現する措置に関連するもの（戦略目標E）：

- ・遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書が発効し、現在少なくとも87カ国において完全に運用され国際的にも運用されている（目標16）。
- ・CBDの締約国の85%にあたる170カ国において、生物多様性戦略計画2011-2020に沿って生物多様性国家戦略及び行動計画（NBSAPs）が更新された（目標17）。
- ・市民科学の取組等により、市民、研究者及び政策立案者が利用できる生物多様性に関するデータや情報が大きく増加した（目標19）。
- ・国際的なフローを通じた生物多様性のために利用可能な資金が倍増した（目標20）。

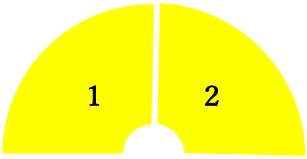
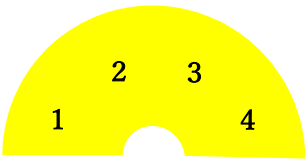
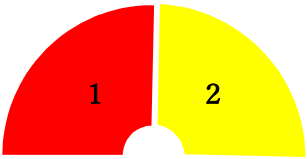
生物多様性戦略計画2011-2020の実施に関する過去10年間の経験から、より全般的にポスト2020生物多様性枠組の策定や条約の実施のための教訓が提示されている。

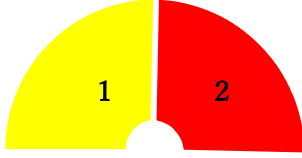
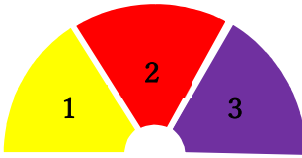
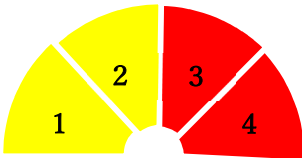
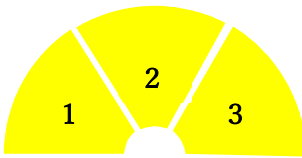
これら教訓には以下が含まれる：

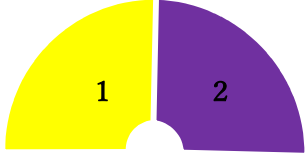
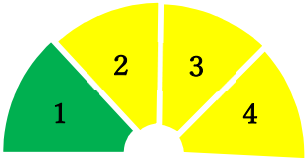
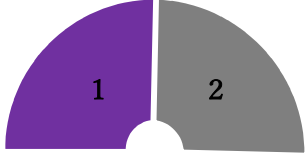
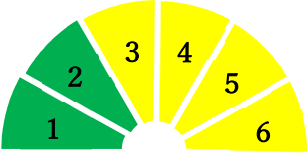
- ・計画や実施に向けた統合的かつ全体的なアプローチを含む、生物多様性の損失の直接及び間接要因に対処するためのさらなる拡大、そして政府省庁、経済セクター及び社会がさらに相互に関わる必要がある。
- ・ジェンダーの統合、先住民及び地域社会の役割、並びにステークホルダーの関与のさらなる強化が必要。
- ・政府全体の政策手段として採用する等、生物多様性国家戦略及び行動計画、並びにそれらに関連する計画プロセスの強化が必要。
- ・明確で簡素な文言と定量的な要素を用いて（すなわち「SMART」の基準に従って）適切に設計されたゴールとターゲットが必要。
- ・生物多様性国家戦略及び行動計画の計画策定と実施の遅延を減らすことと、実施における避けることのできない遅延の説明が必要。
- ・国のコミットメントの野心の増加、及び国の活動の定期的かつ効果的な点検が必要。
- ・科学技術協力を促進する努力となぜ政策措置の有効性やその反対の理由について理解する努力の増加等による、学習及び順応的管理が必要。
- ・実施に対するさらなる注目や国々への持続的かつ的を絞った支援が必要。

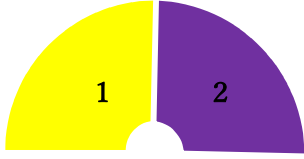
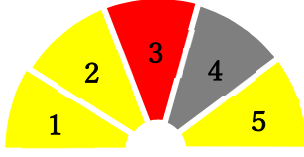
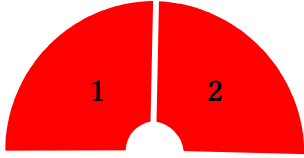
20の愛知目標に向けた進捗評価^{注1}

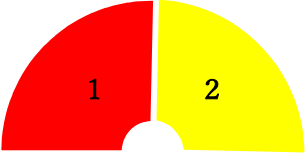
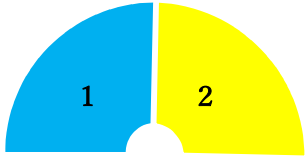
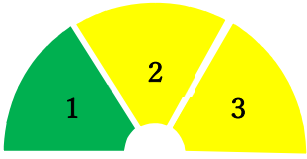
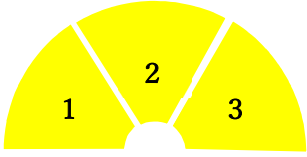
注1：20の愛知目標とその文面中にある要素の進捗の評価。各要素の進捗状況は表中の半円アイコン内に示されている。半円を構成する各扇形は要素を示しており、扇形内の数字は、目標文中のカッコ入りの番号に対応している。青色は目標を超えて達成、緑色は2020年までに達成もしくは達成する見込み、黄色は進捗したが未達成、赤色は大きな変化は無い、紫色は達成から遠ざかる傾向にあることを示している。要素の評価ができなかった場合、扇形は灰色である。ある愛知目標が完全に達成した場合、全ての扇形が青又は緑となる。少なくとも一つの要素が達成した場合、その目標は一部達成と評価される。どの要素も達成されなかった場合、その愛知目標は未達成と評価される。信頼性の水準は、報告書本体のパートIIにある各目標概要で参照する注釈において説明されている。

愛知目標	進捗の評価	進捗の概要
<p>1 遅くとも2020年までに、生物多様性の価値（1）及びそれを保全し持続可能に利用するために取り得る行動を（2）、人々が認識する。</p>		<p>生物多様性を聞いたことがある人及びその概念を理解している人の割合は過去10年で明らかに増加。生物多様性についての理解は若者の間でより急速に高まっている模様。最近の調査では最も生物が多様な国々では国民の3分の1が生物多様性の価値、及び生物多様性の保全と持続可能な利用のために必要な行動の双方について、高い認識を持っていることが示唆されている。 本目標は未達成（信頼性：低）</p>
<p>2 遅くとも2020年までに、生物多様性の価値が、国と地方の開発及び貧困削減のための戦略（1）や計画プロセス（2）に統合され、適切な場合には国家勘定（3）や報告制度（4）に組み込まれている。</p>		<p>多くの国が計画及び開発プロセスへの生物多様性の組み込みに関する様々な事例を報告。国の勘定や報告制度に生物多様性の価値を組み込む国は着実に増加傾向にある。他方、開発や貧困削減のための計画において、目標が定めるほど生物多様性が真に組み込まれてきたという証拠は少ない。 本目標は未達成（信頼性：中）</p>
<p>3 遅くとも2020年までに、条約その他の国際的義務に整合し調和するかたちで、国内の社会経済状況を考慮しつつ、負の影響を最小化又は回避するために、補助金を含む生物多様性に有害な奨励措置が廃止され、あるいは段階的に廃止され、又は改革され（1）、また、生物多様性の保全及び持続可能な利用のための正の奨励措置が策定され、適用される（2）。</p>		<p>全体として、生物多様性にとって有害となる可能のある補助金や他の奨励措置の廃止や段階的な廃止または改革、及び生物多様性の保全及び持続可能な利用に資する正の奨励措置の策定については過去10年間ほとんど進捗がなかった。生物多様性にとって有害な奨励措置を特定するための措置を講じた国自体、比較的まれであるほか、漁業や森林破壊の管理といった分野では有害な補助金が正の奨励措置をはるかに上回る。 本目標は未達成（信頼性：中）</p>

4	<p>遅くとも 2020 年までに、政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が、持続可能な生産及び消費のための計画を達成するための行動を行い、又はそのための計画を実施しており（1）、また自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分な安全な範囲内に抑える（2）。</p>		<p>持続可能な生産及び消費のための計画を策定している政府及びビジネスが増えているが、人間による持続不可能な活動が生物多様性に及ぼす負の影響を取り除く規模では行われていない。自然資源はより効率的に利用されるようになってきているが、資源の総需要は増加し続けているため、自然資源の利用による影響は安全な生態学的限度をはるかに上回ったままである。 本目標は未達成（信頼性：高）</p>
5	<p>2020 年までに、森林（1）を含む自然生息地（2）の損失の速度が少なくとも半減し、また可能な場合にはゼロに近づき、また、それらの生息地の劣化と断片が顕著に減少する（3）。</p>		<p>最近の森林破壊のスピードは過去 10 年間より減速しているものの、その減速率は 3 分の 1 程度にすぎないほか、一部の地域では森林減少が再加速している可能性がある。特に熱帯地域の最も生物多様性に富む生態系では、森林や他の生物圏における生息地の損失、劣化及び断片化は依然として高い状態にある。原生地域及び世界の湿地は減少し続けている。河川の断片も淡水域の生物多様性にとって重大な脅威となっているままである。 本目標は未達成（信頼性：高）</p>
6	<p>2020 年までに、すべての魚類と無脊椎動物の資源及び水生植物が持続的かつ法律に沿ってかつ生態系を基盤とするアプローチを適用して管理、収穫され（1）、それによって過剰漁獲を避け、枯渇したすべての種に対して回復計画や対策が実施され（2）、絶滅危惧種や脆弱な生態系に対する漁業の深刻な影響をなくし（3）、資源、種、生態系への漁業の影響が生態学的に安全な範囲内に抑えられる（4）。</p>		<p>一部の国や地域で顕著な進捗があったものの、過剰に漁獲されている海洋漁業資源の割合は 3 分の 1 に達しておらず、10 年前より高くなっている。多くの漁業は未だに持続可能でない水準で非対象種の混獲を引き起こしているほか、海洋の生息地に損害を与えている。 本目標は未達成（信頼性：高）</p>
7	<p>2020 年までに、農業（1）、養殖業（2）、林業（3）が行われる地域が、生物多様性の保全を確保するよう持続的に管理される。</p>		<p>近年の農業従事者主導によるアグロエコロジーのアプローチ等により、持続可能な農業、林業及び水産養殖業を推進するための努力は大きく拡大。高い水準ではあるが、肥料及び農薬の使用は世界的に安定している。こうした進捗にもかかわらず、食料や木材の生産景観における生物多様性は低下し続けており、食料及び農業生産は引き続き世界的な生物多様性損失の主要な要因となっている。 本目標は未達成（信頼性：高）。</p>

8	<p>2020年までに、過剰栄養など（2）による汚染（1）が、生態系機能と生物多様性に有害とならない水準まで抑えられる。</p>		<p>過剰栄養、農薬、プラスチック及び他の廃棄物等による汚染は、引き続き生物多様性損失の主要な要因となっている。肥料の利用を改善するための努力の増加にもかかわらず、栄養レベルは生態系の機能と生物多様性にとって有害な状況が続いている。プラスチック汚染は海洋に蓄積しており、海洋生態系に深刻な影響をもたらしているほか、他の生態系にも蓄積し、その影響はほとんど未知である。多くの国によるプラスチック廃棄物を最小限に留めるための行動は、汚染源を削減するためには不十分であった。 本目標は未達成（信頼性：中）</p>
9	<p>2020年までに、侵略的外来種（1）及びその定着経路（2）が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御又は根絶される（3）。また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために、定着経路を管理するための対策が講じられる（4）。</p>		<p>侵略的外来種の特定、また外来種がもたらすリスク及び管理の実現可能性を鑑み外来種を優先順位付けするという点において過去10年間で良い進捗が見られた。特に島嶼での侵略的な哺乳類をはじめとする侵略的外来種の根絶事業の成功は在来種に恩恵をもたらした。ただし、こうした成功がすべての侵略種の発生事例に占める割合は小さい。外来種の新規の侵入の件数が減少していることを示す証拠はない。 本目標は部分的に達成（信頼性：中）</p>
10	<p>2015年までに、気候変動又は海洋酸性化により影響を受けるサンゴ礁（1）その他の脆弱な生態系（2）について、その生態系を悪化させる複合的な人為的圧力が最小化され、その健全性と機能が維持される。</p>		<p>気候変動及び海洋酸性化の影響を受けるサンゴ礁及び他の脆弱な生態系は、複数の脅威の影響を受け続けている。魚の乱獲、富栄養化及び沿岸域での開発行為がサンゴの白化現象を悪化要因となっている。サンゴは評価されたすべての分類群の中で最も急速に絶滅リスクが高まっていることが示された。ハードコラルの被覆面積は一部の地域で大きく減少したほか、サンゴ礁の多様な生息環境を支える能力が低い種への遷移も見られている。山岳地域や極圏における他の生態系は、他の圧力も含め気候変動の大きな影響を受けている。 本目標は2015年の達成期限に間に合わなかったほか、2020年までにも達成できなかった（信頼性：高）</p>
11	<p>2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%（1）、また沿岸域及び海域の10%（2）、特に、生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域（3）が、効果的、衡平に管理され（4）、か</p>		<p>保護地域として指定された地球の陸域及び海域の割合は2020年までの目標を達成する可能性が高いほか、その他の効果的な地域ベースの保全措置（OECM）や今後の各国によるコミットメントを考慮すると目標値を超える</p>

	つ生態学的に代表的な（５）良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観や海洋景観に統合される（６）。		可能性がある。しかし、保護地域が生物多様性にとって最も重要な地域を保護すること、生態学的に代表性があること、相互にまたはより広域の景観とつながること、衡平かつ効果的に管理されていること、の確保についての進捗はもっと緩慢である。 本目標は部分的に達成 （信頼性：高）
12	2020年までに、既知の絶滅危惧種の絶滅が防止され（１）、また、それらのうち、特に最も減少している種に対する保全状況の改善が達成、維持される（２）。		平均すると、種は絶滅に近づき続けている。しかし、過去10年間にわたる保全の行動が無ければ、鳥類及び哺乳類の絶滅数は少なくとも2倍から4倍になっていた。生物多様性の損失要因が劇的に低減されなければ、十分に評価された分類群については約4分の1（23.7%）の種が、全体では100万種が絶滅の危機にさらされることが見込まれている。野生動物の個体数は、1970年以降3分の2以上減少し、2010年以降も減少し続けている。 本目標は未達成 （信頼性：高）
13	2020年までに、社会経済的、文化的に貴重な種（４）を含む作物（１）、家畜（２）及びその野生近縁種（３）の遺伝子の多様性が維持され、また、その遺伝資源の流出を最小化し、遺伝子の多様性を保護するための戦略が策定され、実施される（５）。		作物、家畜、及び野生近縁種の遺伝的多様性の喪失が継続している。重要な作物の野生近縁種については、その保全を担保する手助けとなり、将来の食料保障にとっても重要となる生息域外のシードバンクには十分提供されていない。危機にあるか絶滅した家畜品種の割合は増加しているが、これまでよりも増加の速度は低下しており、伝統的な品種の減少防止において幾分の進捗があったことを示している。家畜化された鳥類及び哺乳類の野生近縁種は絶滅に近づいている。 本目標は未達成 （信頼性：中）。
14	2020年までに、生態系が水に関連するものを含む不可欠なサービスを提供し、人の健康、生活、福利に貢献し、回復及び保護され（１）、その際には女性、先住民、地域社会、貧困層及び弱者のニーズが考慮される（２）。		社会が依存する不可欠なサービスをもたらす生態系の容量が低下し続けている結果、多くの生態系サービス（自然の寄与（NCP））が減少している。一般に、貧しく脆弱なコミュニティや女性はNCPの低下による影響を不釣り合いに大きく受ける。平均的には、花粉媒介に役割のある哺乳類及び鳥類の種や、食料及び医薬品のために利用される種は絶滅に近づいている。 本目標は未達成 （信頼性：中）。

15	<p>2020年までに、劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を含む(2)生態系の保全と回復を通じ、生態系の回復能力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され(1)、それが気候変動の緩和と適応及び砂漠化対処に貢献する。</p>		<p>2020年までに劣化した生態系の15%を再生するという目標に向けた進捗は限定的。しかしながら、多くの地域で意欲的な再生計画が進行中又は提案されており、生態系のレジリエンス及び炭素ストックの維持に大きな増強をもたらす可能性がある。 本目標は未達成 (信頼性：中)</p>
16	<p>2015年までに、遺伝資源の取得の機会(アクセス)及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書が、国内法制度に従って施行され(1)、運用される(2)。</p>		<p>遺伝資源へのアクセス及び利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書は2014年10月12日に発効。2020年7月時点で、生物多様性条約の締約国のうち126カ国が批准しているほか、87カ国がアクセス及び利益配分に関する国内措置を講じているほか、然るべき国内当局を設置している。議定書は運用されていると考えられる。 本目標は部分的に達成 (信頼性：高)</p>
17	<p>2015年までに、各締約国が、効果的で、参加型の改定生物多様性国家戦略及び行動計画を策定し(1)、政策手段として採用し(2)、実施している(3)。</p>		<p>本目標の達成期限である2015年12月までに、69の締約国が策定もしくは改定、更新した生物多様性国家戦略(NBSAP)を提出した。その後101の締約国がNBSAPを提出し、2020年7月までに170の締約国が現行戦略計画に沿った生物多様性国家戦略及び行動計画(NBSAPs)を策定していることになる。これは条約の締約国の85%を占める。しかし、これらのNBSAPsがどの程度、政策手段として採用されているか、効果的かつ参加的な形で実施されているかには差がある。 本目標は部分的に達成 (信頼性：高)</p>
18	<p>2020年までに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する先住民の社会及び地域社会の伝統的な知識、工夫、慣行及びこれらの社会の生物資源の利用慣行が、国内法制度及び関連する国際的義務に従って尊重され(1)、これらの社会の完全かつ効果的な参加のもとに、あらゆる関連するレベルにおいて、条約の実施に完全に組み入れられ(2)、反映される(3)。</p>		<p>世界的な政策の場や科学コミュニティの双方において、伝統的知識や持続可能な利用慣行の価値についての認識は増加。一部の国で進捗があったものの、条約の実施に関連する国内法令が伝統的知識及び持続可能な利用慣行を広く尊重及び／又は反映していること、又は先住民及び地域社会がどの程度関連プロセスに効果的に参加しているかを示す情報は限定的である。 本目標は未達成 (信頼性：低)</p>

19	<p>2020年までに、生物多様性、その価値や機能、その現状や傾向、その損失の結果に関連する知識、科学的基盤及び技術が向上し(1)、広く共有され、移転され、適用される(3)。</p>		<p>生物圏についての理解を改善するための新しい機会を切り開くビッグデータの集約、モデリング及び人工知能の進展に伴い、生物多様性に関する知識及びデータの生成、共有及び評価は、2010年以降著しく進捗。しかしながら、研究とモニタリングの対象地や注目される分類群が大きく偏る状況は継続。生物多様性の損失が人々にもたらす悪影響についての情報が不足しているほか、意思決定における生物多様性関連知識の適用状況に関する情報も限られている。</p> <p>本目標は部分的に達成 (信頼性：中)</p>
20	<p>遅くとも2020年までに、戦略計画2011-2020の効果的な実施に向けて、あらゆる資金源からの、また資源動員戦略において統合、合意されたプロセスに基づく資金動員が、現在のレベルから顕著に増加すべきである。(特定のターゲット:(1)途上国への国際的な資金フローを倍増すること;(2)国内の優先事項又は開発計画に生物多様性を含めること;(3)国内の支出、ギャップ、優先事項について報告すること;(4)国の財政計画を策定するとともに生物多様性の多面的な価値について評価すること;そして(5)国内の資金源を動員すること)</p>		<p>一部の国において生物多様性のための国内資源の増加があったが、その他の国の資源は過去10年間ほぼ一定であった。国際的なフローや政府開発援助を通じた生物多様性のために利用可能な資金はほぼ倍増した。しかし、生物多様性関連資金のすべての財源を考慮した場合、調達資金の増加は需要に比して十分ではなかった模様。さらに、生物多様性にとって有害な活動に対する支援がこれらの資源をはるかに上回った(愛知目標3参照)。資金のニーズ、ギャップ及び優先事項の特定や国の財政計画の策定、及び生物多様性の価値評価に関する進捗があったのは相対的に少数の国に限られている(愛知目標2参照)。</p> <p>本目標は部分的に達成 (信頼性：高)</p>

将来の展望

現状のままであれば、生物多様性及び生態系サービスは低下し続け、SDGs の達成が危うくなる。「今までどおり」のシナリオでは、土地及び海の利用の変化、過剰採取、気候変動、汚染及び侵略的外来種による影響の増大によって、この傾向が 2050 年以降も続く見込みである。これらの圧力は現在の持続不可能な生産及び消費パターン、人口増加並びに技術の発展によって牽引されている。予想される生物多様性の低下はすべての人々に影響を与えるが、生物多様性にその福利を依存する先住民及び地域社会、貧困層や弱者への有害な影響が特に大きくなる。

2050 年に向けたシナリオ及び経路

戦略計画 2011-2020 の達成には失敗したが、入手可能な根拠となる情報からは、生物多様性の減少傾向を鈍化・停止させ、やがては反転させることが遅きに失したわけではないことが示されている。さらに、この方向転換（もしくは生物多様性減少の「流れを変える」）ために必要とされる行動は、2030 アジェンダ及びパリ協定の下で設定された目標と完全に整合しており、さらにこれらの目標の重要な構成要素となっている。

すなわち、2050 年ビジョンの実現は、以下の分野において、それぞれが必要でありながら単独では不十分な行動の組み合わせに依存しているといえる：

- ・現地の文脈に沿ったアプローチを用いて、生物多様性を保全・回復するための取組の規模をあらゆるレベルで拡大する必要がある。これらの取組においては、良好につながっている保護地域及びOECMの面積及び有効性の大幅な向上、劣化した生息地の大規模な再生、及び、農業景観や都市景観並びに陸水域、沿岸域、外洋にまたがる自然の状態の改善を組みわせる必要がある；
- ・生物多様性を支えるその他すべての取組が気候変動によって損なわれることを防ぐため、気候変動を産業革命以前の水準から 2 度を大きく下回る 1.5 度近くにまで抑制するための取組が必要である。この点で生態系の保全と再生が大きな役割を果たすことが可能である。「自然を活用した解決策」は気候変動への適応において重要な要素になり得る；
- ・侵略的外来種、汚染及び特に海洋や陸水生態系における生物多様性の持続不可能な利用といったその他すべての圧力に対処するための効果的な措置が講じられる必要がある；
- ・変革は財とサービス、特に食料の生産において達成される必要がある。これには環境への影響をさらに低減しつつ増加する世界の需要を満たすことができる農法を採用すること、土地を生産用に転換しようとする圧力を低減することが含まれる；
- ・変革はより健康的な食事を取り入れるとともに食品廃棄を削減することによって食料増産への需要を抑えるため、また、林業、エネルギー及び新鮮な水の供給といった生物多様性に影響を与える他の有形財やサービスの消費を抑えるためにも必要である。

これら行動の各分野は、社会のあらゆる規模でセクター横断的な形で幅広い主体を巻き込んで短期間のうちに実施されるそれぞれ非常に本質的な変化や革新に依存している（後述する「移行」を参照）。ただし、他の分野と合わせて取り組まない限り、どれだけ集中的に個別の分野に取り組んだとしても生物多様性の損失の「流れを変える」ことはできない。例えば、生態系を保全及び再生するための手段がどれだけ野心的であっても、持続可能な形で農業生産性を向上させながらより持続可能な食生活を取り入れるために同程度の意欲的な措置が講じられない限り、生物多様性の損失及び食料安全保障に取り組むことはできない。他方で、全ての分野における行動を組み合わせることで、行動間のつながりや相乗効果が発揮され、各々の行動が達成しやすくなる。

生物多様性に関する 2050 年ビジョンに向けて、すべての地域や状況に等しく適用できる単一かつ「理想的な」経路は存在しない。上述した不可欠な変化には、地方の状況や優先事項を反映する別のアプローチが多くある。例えば、広域な陸地を自然のためだけに保護することを重視する野心的な保全手段は陸域の種の存続に最大の効果を発揮する可能性があるが、一方で、農地及び都市の環境におけるよりグリーンな景観を優先する同程度に野心的なアプローチによって自然の寄与がより大きく改善することも考えられる。国際社会によって採択される枠組は、生物多様性と人間社会にとっての成果という観点で、異なるアプローチがもたらす結果を認識しつつ、同時に多様な条件や価値観を配慮・調整することができる十分柔軟なものであるべきである。

持続可能な経路に向けた移行

2050 年ビジョンを達成するために必要な措置のそれぞれには、広範な人間活動にわたって「今までどおり」から脱却することが求められる。そうした社会変革の姿や性質は、限定的ながらカギとなる分野において進行中の一連の移行を通じてすでに確認できるようになっている。GB05 では、組み合わせればさらに持続可能な形で自然との共生に向けて社会を進めることを可能とする相互に依存する以下の移行について、その将来性、進展及び見通しを検証する。それぞれの移行分野で、生物多様性の価値を認識し、人間活動があらゆる面において依存する生態系の機能性を強化・回復すると同時に、人間活動が生物多様性に及ぼす悪影響を認識して低減することにより、生物多様性の損失と劣化を低減しながら人間の福利を向上させるという好循環が実現できる。これらの移行は広範な規模にわたって相互に依存する形で進展させていく必要がある。これら移行は以下の通り：

土地と森林に関する移行：

手つかずの生態系を保全し、生態系を再生し、劣化に対処して改善するとともに、土地利用の変化を回避・低減・緩和するために景観レベルで空間計画を行うこと。この移行は、生物多様性の維持と人に恩恵をもたらす生態系サービスの供給にとっての、良好に保全された生息地のきわめて重要な価値と、食料安全保障の維持と向上において森林や他の生態系の大規模な転換を伴わない状況に移行する必要性を認識したものの。

持続可能な淡水に向けた移行：

自然と人が必要とする水の流れを確保し、水質を改善し、重要な生息地を保護し、侵略的な種を防除し、連続性を守る総合的なアプローチにより、山地から沿岸までの淡水系の回復を可能にすること。この移行は社会と陸・沿岸・海の環境のつながりを含む自然のプロセスを支える淡水生態系の様々な役割を維持するための生物多様性の重要性を認識したものの。

持続可能な漁業と海洋への移行：

海洋及び沿岸の生態系を保護・再生し、漁業を再建し、水産養殖業や他の海洋利用を管理することにより、持続可能性を確保するとともに食料安全保障と生計を向上させること。この移行は水産食品の供給や海洋に由来する他の便益が、健全な生態系に長期的に依存することを認識したものの。

持続可能な農業への移行：

アグロエコロジーや他の革新的なアプローチを通じて農業システムを設計し直し、生物多様性の悪影響を最小限にとどめながら生産性を向上させること。この移行は、土地や水などの資源を

有効に活用する生産性が高くレジリエントな農業にとっての、花粉媒介者、生物的防除に用いる生物、土壌の生物多様性や遺伝的多様性、景観の多様性等の生物多様性の役割を認識したもの。

持続可能な食料システムへの移行：

植物主体で肉と魚の消費を抑えた食品の多様で健康的な食生活と、食品の供給と消費にともなう廃棄物の大幅な削減を実現すること。この移行は、多様な食品及び食料システムから得る潜在的な栄養面での便益と、食料安全保障をあらゆる次元で確保しながら需要主導型の圧力を世界的に低減する必要性を認識したもの。

都市とインフラに関する移行：

「グリーンインフラ」を展開し、人工的に構築された景観の中に自然のための場所を創出することにより、市民の健康と生活の質を向上するとともに都市及びインフラの環境フットプリントを低減すること。この移行は、人口の大部分が都市に居住している状況において都市社会が人口を維持するために良好に機能する生態系に依存していること、都市とその周辺や遠隔地の生態系とのつながり、都市の拡大や道路などのインフラが生物多様性に及ぼす悪影響を低減するための空間計画の重要性を認識したもの。

持続可能な気候行動に向けた移行：

化石燃料利用の段階的かつ速やかな廃止とあわせ、自然を活用した解決策を適用することにより、生物多様性や他の SDGs に明確なメリットをもたらしながら、気候変動の規模と影響を低減すること。この移行は、炭素の貯蔵・隔離を通じて気候変動を緩和するとともにレジリエントな生態系を通じた適応を可能にする生物圏の能力を維持するための生物多様性の重要性と、生物多様性への悪影響を避けながら再生可能エネルギーを推進する必要性を認識したもの。

生物多様性を含んだワン・ヘルスに向けた移行：

統合的なアプローチによって農業生態系や都市生態系を含む生態系や野生生物の利用を管理して、健全な生態系と人の健康を推進すること。この移行は、人の健康があらゆる側面において生物多様性と様々な形でつながっていることを認識し、生物多様性の損失と疾病リスクや健康障害に共通する要因に取り組むもの。

上述のような移行の初期的な事例はすでに数多く存在し、その規模が拡大し、模倣され、経済全般にわたる措置によって支援されれば、2050 年までに自然との共生というビジョンを達成するために必要とされる社会変革を支えることができる。

持続可能性に向けたより広い観点からのアプローチには、本 GB05 で述べた移行をもたらすために不可欠な、制度、ガバナンス、価値観及び行動における根本的な変化に影響を及ぼすことができる共通の要素を理解することが含まれる。IPBES の地球規模評価は優先的にテコ入れすべき 8 つの事項（レバレッジ・ポイント。報告書本文のパート III で詳細に記述）を、関連する 5 つの「テコ」（奨励措置と能力構築、セクター横断的な連携と権限の範囲、先を見越した予防措置、順応的な意思決定、環境法と実施）と共に特定しており、これらは、より公正で持続可能な世界に向けた社会変革を引き起こすことを目的として、政府、ビジネス、市民社会や学術研究機関の指導者達によって目標にされる可能性もある。我々が自然に見出す様々な価値のすべてを扱う解決策を見つけることは困難を伴うが、実現した場合の見返りは大きい。各国が新型コロナウイルス感染症のパンデミックからの回復方法に係るオプションを検討している今、自然との共生という 2050 年ビジョンを達成するために必要とされる社会変革に着手するまたとない機会がもたら

されている。そうした行動により、生物多様性が回復に向けた軌道に乗るほか、将来のパンデミックのリスクが低減され、人間にとっての様々な恩恵がもたらされることになる。